

仲裁センター手続相談細則

○仲裁センター手続相談細則

(制定 平成19年6月19日)

(目的)

第1条 本細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)における仲裁手続若しくは和解あっせん手続の当事者又はこれらの手続を利用しようとする者(以下「利用者等」という。)に対し、手続に関する相談(以下「手続相談」という。)を実施することにより、市民による手続の利用を促進し、かつ、利用者等に対し、より満足度の高い紛争解決の場を提供することを目的とする。

(実施の主体)

第2条 手続相談は、第二東京弁護士会仲裁センター運営委員会(以下「委員会」という。)が実施する。

(手続相談の実施)

第3条 利用者等は、仲裁センターに対し、手続相談の申出をすることができる。

2 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、前項の申出があったときは、委員の中から1名又は2名以上の手続相談担当者を指名する。ただし、すでに手続相談担当者として指名された委員を、同一の事件の手続相談担当者として重ねて指名することはできない。

3 手続相談は、弁護士会館における面接相談の方式により実施することとする。ただし、手続相談担当者が相当と認めたときは、電話その他の適宜の方法により実施する。

4 手続相談の相談料は無料とする。

5 手続相談を受けた者は、同一の事件につき、再度手続相談の申出をすることはできない。

6 手続相談担当者は、手続相談の実施後、その結果を委員長に対し書面で報告する。

(秘密保持義務)

第4条 手続相談担当者を含む委員会の委員及び仲裁センター事務局職員並びに第二東京弁護士会役員は、手続相談に関し、職務上知り得た事実を他に開示してはならない。ただし、研究目的のために、手続相談にかかる事件の当事者名、係争物の名称等の具体的内容を特定しない形で、学術研究活動等において関係者に開示する場合は、この限りでない。

附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成19年7月12日 日本弁護士連合会承認)

(平成19年7月25日 公示)